

## 明治期の責任概念

——身分における職分から属性における義務へ——

種 村 剛

目 次
はじめに
I 蘇峰の提示する責任概念
II 青年の責任
III 女性の責任
ま と め

### はじめに

#### 1. 信頼と責任

社会学者の古市憲寿が「責任を引き受ける上司」について次のように述べている。「若手社員をどうやってエンパワーメントしていけばいいのだろうか。一つは、彼らにどんどん仕事を任せてしまうことだと思う。／「責任は俺が取るから好きにやってみろ」と言って、権限と予算を委譲してしまう。[...] 人は責任を与えられると、本気になる。自分が信頼されていると思うと、その信頼をきちんと返そうとする」(古市 [2014: 149-150])。

社会学者の安田雪も、漫画『ONE PIECE』を主題にしながら、信頼と責任について、次のように述べている。「組織の中で、ルフィたちのような強い信頼関係をどうつくるか。その鍵が「最初に働きかける人」です。誰かが最初に「お前を100%信頼し、任せる。責任はとるから」と声をかける。それで初めて「信頼の連鎖」が起きる」(安田 [2014])

古市と安田は共に「他者の責任を引き受ける態

度と信頼の関係」について言及している。相手を信頼し仕事を任せる、それだけではなく、その責任も引き受ける。すると仕事を任された相手はその信頼に応え、仕事の責任を果たすという。

さて、二人の社会学者が時期を置かずに「他者の責任を引き受ける態度と信頼の関係」について言及しているのは、偶然なのだろうか。必ずしもそうではないように思われる。プログラマーのイケダハヤトは次のようにいう。「これからの時代においては、「お前がダメなのはお前のせいだ！」と自己責任を他者に無理強いするような態度を貫徹することは、ますます困難になるでしょう。そうした態度を持つ人の存在を許容できるほど、社会は豊かではなくなっていくのです。これからは、「どう考えても他者の責任であること」すらも、積極的に「これは私にも責任がある」と引き取っていく人を増やしていく必要があります」(イケダ [2014: 84])

引用した三者の主張から、次の二点を読み取ることができるだろう。一つは、自己責任とは異なる責任のあり方の提示である。自己責任を「自分のおこなったことは自分がその結果を引き受けること」と定式化するならば、三人の指摘する責任は「自分のおこなわなかったことについても自分がその結果を引き受けること」を意味している。もう一つは、社会の変化と責任の関係である。イケダは自己責任を貫徹できるほど「社会は豊かではなくなっていく」ことをいう。直接に明言はしていないが、古市も安田も、現代の日本社会の開

塞感を打破するための新しい、あるべき責任のあり方の一つを提示しているように思われる。

## 2. 問題提起：責任概念と社会的文脈

私たちは先に三者の「他者の責任を引き受ける態度」の主張について確認した。ここから、次の予想を導き出すことができるのではないだろうか。

【予想】 社会のしくみに応じて、その社会に求められる責任も変化するのではないだろうか。

三者の論を前提にして【予想】について説明する。新自由主義と自己責任の関係については多くの指摘がある。新自由主義をあるべき社会のしくみとして構想する側は、その社会に適格的な責任のあり方として自己責任を提示する傾向がある。一方、自己責任とは異なる「他者の責任を引き受ける態度」や「責任と信頼の関係」を示すのは、新自由主義に代わる社会のあり方を構想する側のようと思われる。これらのことから、人びとの責任についての考え方には、責任概念の背後にあり、責任の意味や使用文脈を規定する社会のしくみ（社会的前提）が影響を与えていると考えることができるだろう。

もしそうであるならば、責任概念についての理解を深めるためには、概念の背後にある社会的前提とセットで考察する必要があるだろう。

それでは、今まで日本社会では、どのような意味の責任概念が示されていたのだろうか。

拙稿「近代以前の日本の責任—「職分としての責任」についての考察」では、明治以前の責任概念とその概念の社会的前提について考察し、結論として次の5点を挙げた（種村 [2013]）。

- 1) 近代以前の日本にも責任概念は存在した。
- 2) 近代以前の責任は職分を指して用いられていた。

- 3) 「職分としての責任」は、身分に応じて与えられた職業義務を果たすことを意味していた。

- 4) 「職分としての責任」は、イエ制度および因果応報観を前提とすることで正当化されていた。

- 5) 職分を果たすことは、身分制秩序を維持することに順機能していた。

本稿はこの考察の延長線上にある。近代以前では責任は職分を意味していた。このような責任概念が明治10年代から20年代にかけてどのようにその意味内容を変えていったのかを、文献資料を用いて整理することを目的とする。

結論を先に述べておこう。明治期の責任概念の語られ方を考える上で、重要な点が二つある。一つは「職分としての責任」が明治期以降も引き続き語られるなかで「職分としての責任」の意味内容が変化していくことである。それは一言でいえば「属性化する責任」と表すことができるだろう。近代以前の「職分としての責任」は「農民の職分」「武士の職分」と表されるように身分制秩序を前提としていた。しかし、身分制秩序が解体したあとの明治期の「職分としての責任」は「青年の責任」「女性の責任」「日本人の責任」のように属性概念と関連づけられるようになるのである。私たちは「属性化する責任」をもたらした社会的文脈を確認することを試みる。

もう一つは、自由意思と責任の関係についてである（本稿は、引用部分を除き「意志」と「意思」を特に区別せず「意思」に表記を統一する）。私たちは「自由意思でおこなった行為に対して責任が生じる」とする「自己責任」の信念を有している。しかし、管見の範囲で「自由意思」は近代以前の日本において確認することができていない概念である。おそらく、自由意思は明治期に翻訳文献を通じて導入された概念であるといえるだろう。つまり「自由意思と責任」は、明治期以降、特に哲学や倫理学において語られるようになる。

そしてこの自由意思概念が責任についての新しい信念をもたらすように作用したのである。この点についての考察は、別稿を準備したい。

以下、次のように論を進める。第一に、徳富蘇峰の責任概念を概観する（Ⅰ）。第二に「青年の責任」について論じる（Ⅱ）。第三に「女性の責任」についてまとめる（Ⅲ）。

## Ⅰ 蘇峰の提示する責任概念

徳富蘇峰（1863-1957）の提示する責任概念についてまとめる<sup>1)</sup>。蘇峰に注目する理由は次の二点である。一つは、蘇峰が、明治10年代に責任概念をキーワードにして議論を組み立てている点である。もう一つは、蘇峰の論は当時の世論に大きな影響力を持っていた点である。以上の点より、蘇峰の論は、当時の責任概念の使用文脈を知る上で重要であると考えられる。

第一に、蘇峰は同志社英学校時代に、朝夕の祈祷の言葉を小冊子『朝夕工課』（1878 [明治11]年）にまとめている。蘇峰は冊子の冒頭に「十徳」を記し、第一の「神ニ対スル職務」、第二の「人ニ対スル職分」に続けて、第三に「希望責任」の文言を挙げている。そして「希望責任」に対応する聖書の部分として「わたしの食べ物とは、わたしをお遣わしになった方の御心を行い、その業を成し遂げることである」（ヨハネによる福音書：4-34）、「わたしたちは、目に見えないものを望んでいるなら、忍耐して待ち望むのです」（ローマの使徒への手紙：8-25）の漢文訳を記している。

蘇峰が『朝夕工課』で挙げた「希望責任」は「神ニ対スル職務」「人ニ対スル職分」を達成しようとする「内発的規範意識」を指すものと解釈することができるだろう。内発的規範意識とは、1) 自らの内面（心）に自発的に生じる、2) 自身の行為をあるべき状態へと導く動機についての表象である。それは聖書の文言においては「御心を行い、その業を成し遂げる」ことへと自らを向かわせる「食べ物」であり、「忍耐して待ち望む」と

して表現されている。おそらくこのような内発的規範意識としての責任を、蘇峰は同志社英学校時代の師である新島襄から学んだのではなかろうか。

第二に、蘇峰は大江義塾時代に『自由、道徳、及儒教主義』（1884 [明治17]年）を自費出版している。その中で、「所謂ミル氏カ人ハ其ノ心及ヒ其ノ身ニ関シテハ自家即チ自家ノ帝王ナリト謂シハ実ニ知言ナラスヤ」と、おそらくは中村正直の『自由之理』（1872 [明治5]年）を参考にしながら、自由と責任の関係について、次のように述べている。

「茲ニ於テカ思ラク我ハ此意志ノ大自由大自在力ヲ有ス、我ハ何ノ為ニ之ヲ有スルカ、我ハ如何ニシテ之ヲ施用ス可キカ、如何ニセハ可ナルカ、一念茲ニ到レバ我ハ此ノ大自由大自在力ヲハ正当ナル点ニ向テ施用セサル可ラサル責任アリト自覚シ、此等ノ大能大力ハ畢竟職分ヲ達シ人生終局ノ大目的ニ臻ルノ一手段タルヲ自覚スルハ恰モ圓石ヲ陰崖ニ転スル如ク亦タ之ヲ防止スル能ハサルナラン」（植手編 [1974：35]）

ここには「意志ノ大自由大自在力」と表記されている意思の自由と責任の関連について示されている。明治期における意思の自由（自由意思）と責任の関係一般については、前述のように別紙にゆずる。本論と関連する要点だけを示すならば、自由意思と責任については、明治10年代に、1) 刑法編纂（1880 [明治13]年）と、それに伴う刑法関連の翻訳文献、2) キリスト教雑誌『六合雑誌』（1880年発刊）、そして、3) 井上哲次郎の『倫理新説』（1883 [明治16]年）に確認できる。

蘇峰は、私たちが自分の身体を自由自在に（自家ノ帝王）制御可能にする自由意思（意志ノ大自由大自在力）を有している理由を知り、自由意思をどのように使うべきなのか、そのためにはどうしたらよいかを熟慮し「一念茲ニ到」ることができたならば「正当ナル点ニ向テ施用セサル可ラ

サル責任」の自覚に至るといふ。

それでは「正当ナル点ニ向テ施用」とはどういうことか。蘇峰にとってそれは「職分ヲ達」することである。「職分ヲ達」することで、私たちは「人生終局ノ大目的」を果たすことができるという。つまり、『自由、道徳、及儒教主義』における責任とは「職分ヲ達」するための手段である自由意思を「正当ナル点ニ向テ施用」に向かわせる、内発的規範意識であると理解できるだろう。

第三に、蘇峰は1885〔明治18〕年に『第十九世紀日本ノ青年及其教育』を自費出版する。これは、同年4月16日の、第三学期開業式の演説がもとになっている。この巻頭に「日本之青年」を加え『新日本之青年』（1887〔明治20〕年）として出版する。『新日本之青年』に次のようにある。

「蓋シ平民社会ノ人間ハ皆ナ責任的ノ動物ナルコトヲ自覚スルモノナリ。即チ自家自カラ自家ヲ支配スルノ責任ヲ有スルコトヲ認識スルモノナリ。万物身邊恃ム所ハ我レアルノミ。人既ニ責任的ナリ。〔…〕上ハ総理大臣ヨリ。下職工ニ到ル迄。一人トシテ其ノ無責任ノ職業ヲナスモノハアラサルナリ」（植手編〔1974：119〕）

「平民社会ノ人間ハ皆ナ責任的ノ動物ナルコトヲ自覚スルモノナリ」と、平民社会を担う人の職分と責任を「青年」に説いている。

ここで、蘇峰と福沢諭吉（1835-1901）の職分観念を比較することで、蘇峰の内発的規範意識についての理解を深めよう。

まず、福沢の主張をまとめる。福沢は『学問のすゝめ』（1880〔明治13〕年）で「人は万人皆同じ位にて生まれながら上下の別なく自由自在」の意味を拡張して「人々互いに相敬愛して各々その職分を尽し互いに相妨ぐるることなき所以」と言い換える（福沢〔2008：23〕）。そして、福沢は「賢人と愚人との別は、学ぶと学ばざるとに由って出来るもの」とする。そして「むつかしき仕事をする者を身分重き人と名づけ、やすき仕事をする者

を身分軽き人」とし「身分重くて貴ければ必ずからその家も富む」といふ（福沢〔2008：11-12〕）。つまり、福沢は自由を平等とする一方で「学問を勤めて物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無学なる者は貧人となり下人」になるとしているのである。

では福沢と蘇峰を比較してみよう。一点目、先に示したように福沢は「賢人と愚人」「富人と貧人」の違いが生じる理由に知識（学問）の有無を挙げていた。一方、蘇峰は「上ハ総理大臣ヨリ。下職工ニ到ル」まで「平民」に共通する「良心」に基づく自らの職分に対する責任（内発的規範意識）を強調している。約言すると、福沢は格差を生み出す要因としての、知識について指摘し、蘇峰は格差があっても全ての平民が有する、内発的規範意識としての責任について述べているといえるだろう。

二点目、蘇峰は『新日本之青年』において道義と知識の役割の違いについて次のように述べている。

「ソレ善悪正邪ヲ定ムルハ道義的ノ事ナリ。利害得失ヲ判スルハ知識的ノ事也。行為ノ方向ハ道義ノ指示スル所也。行為ノ手段ハ知識ノ誘導スル所也。然ラハ則チ善悪正邪ハ何ニヨリテ之ヲ定ム。良心ニヨリテ之ヲ定ム。ソレ善悪正邪ヲ自覚スルハ良心ノ責也。雖然良心ハ唯自覚シテ。其ノ行為ノ方向ヲ定メ。此ニ向テ賞罰ヲ與フルモノ也。即チ判官的ノ職分ヲ有スルモノ也」（植手編〔1974：144〕）

知識は「利害得失ヲ判スル」もので「行為ノ手段」を「誘導スル」ものである。一方、道義は「善悪正邪ヲ定ムル」もので、これにより「行為ノ方向ヲ定メ」ることができ「職分ヲ有スルモノ」になりうるとする。自身の道義（内発的規範意識）を重視する立場を、知識を重視する福沢と対比していることがうかがえる。

このように道義の重要性を指摘する蘇峰は、青

年の道德意識を涵養するために「泰西ノ新主義ヲ輸入セザルハナシ」と述べる（植手編 [1974: 149]）。しかしその一方で蘇峰の道德的良心の主張には朱子学の影響があると思われる。「一念茲ニ到レバ」にヒントがある。蘇峰のいう自由意思は、朱子学の道心・人心・欲心でいうところの人心にあたと考えてよいだろう。人心はいつでも欲望の追求を目指す欲心にとらわれてしまう。しかし私たちが熟慮し「一念茲ニ到」ることで、誰もが潜在的に持つ道心を発揮し、職分を果たす方向にむかい、人生の目的を達成することができるのである。

以上に示した、人を職分へ向かわせる内発的規範意識としての責任は、中江兆民が『理学鉤玄』（1886 [明治 19] 年）に記した、道学〔モラル〕によって導きだされる責任に通じているように思われる。中江は「道学トハ行儀ノ学ノ謂ナリ人々ヲシテ善ヲ為シ悪ヲ避クルノ法ヲ知ラシムルコトヲ主トス人々ヲシテ其責任〔ゾウオアール〕即チ職分ノ当サニ為ス可キ所ヲ知ラシムルコトヲ主トス」と述べる（中江 [1967:48]）。「責任」は「職分ノ当サニ為ス可キ所ヲ知ラシムルコト」であり、それは中江によれば「道学」を学ぶことで生じるのである。

ここで次の点を確認しておこう。平民社会は身分制秩序では禁止されていた社会移動を肯定する社会である。すると、平民社会が想定している職分は、分を守り家職を継承するという意味での、イエ制度を前提とした、家職としての職分とは、意味内容が異なっているといつてよいだろう。

とすると、ここに一つ問題が生じる。先に私たちは、だれしものが潜在的に持つ道心を発揮することで、人は職分を果たすように動機づけられるとする朱子学の考えを確認した。この考えを一貫させるならば、なぜ身分制社会の時代において、人は家職としての職分を果たすことへの動機づけを有する一方で、平民社会では立身出世に対する動機づけを持つのだろうか。蘇峰にとって二つを分

けるものは何か。

ここで蘇峰は「自家自カラ自家ヲ支配スル」こと、すなわち自由意思を挙げている。この自由意思は、身分制社会と平民社会における職分の違いを説明する概念としてあらわれている。この点は、同時期に出版された『将来之日本』（1886 [明治 19] 年）から、「武備ノ社会」を批判した部分をみると、一層明らかである。

「〔…〕蓋シ彼ノ武士若クハ高等ノ武士ハ無限ノ權威ヲ有スル無責任ノ皇帝ナリ。〔…〕故ニ吾人ハ断言ス。彼ノ武備ノ社会ナルモノハ必ス其武士ヲシテ其主人ヲシテ驕奢ニ導クモノナリ。文弱ニ導クモノナリ。何トナレハ彼等ハ自家ノ勞力ニヨリテ生活スルモノニ非レハナリ」（植手編 [1974: 97-98]）

蘇峰のいう「貴族社会」「封建社会」の武士は身分制秩序を前提とした「無限ノ權威ヲ有スル無責任ノ皇帝」である。ゆえに彼らは自身の職分を逸脱し「驕奢」に振る舞うのである。蘇峰によれば平民社会が前提とする自由こそ職分を果たす責任（内発的規範意識）をもたらしめるものなのである。

第四に、蘇峰が1887 [明治 20] 年 2 月に刊行した『国民之友』の巻頭言には、次のようにある。

「〔…〕維新政改二十余年ノ歲月ハ我カ明治ノ社会ヲ駆リテ方サニ一歩ヲ轉セシメント旧日本ノ老人漸ク去リテ新日本ノ少年將ニ来リ、東洋的ノ現像漸ク去リテ泰西的ノ現像將ニ来リ、〔…〕吾人ハ唯タ新日本ノ新人民トノ其ノ責任ト職分トヲ盡セント欲スルモノナリ〔…〕」

ここに示されているのは、蘇峰における職分と国家との連続性である。「新人民」である「新日本ノ少年」が「其ノ責任ト職分トヲ盡」すことが、「新日本」をけん引するという。かつての身分制社会における職分はイエ存続に順機能するふるまいであった。一方『国民之友』巻頭言に寄せられた「新日本ノ新人民トノ其ノ責任ト職分」は、日

本の発展に順機能するものとして示されている。この主張は、福沢の「一身独立して一国独立する事」と通じるところがある（福沢 [2008: 33]）。蘇峰のジャーナリストとしての才能は、欲望の制御機能が身分制秩序から国家に転換する過程を「旧日本ノ老人」から「新日本ノ少年」という世代の転換という誰にでも経験的にわかる水準として示したところにあるように思われる。

蘇峰の自由と責任と職分について概観した。全体をまとめておこう。

一点目、蘇峰のいう「責任」は、平民社会を前提とした内発的規範意識として示されている。蘇峰は人の自由意思を認める。そして立身出世も肯定する（事実、蘇峰自身が『将来之日本』で評判を博し、一家で上京している）。しかし、その自由と立身出世は、一部の民権運動家が主張するような情欲の発露とは一線を画すものである。それは道心に根ざす自らの職分への内発的な責任感を伴うものである。そして、職分を果たすことは「人生終局ノ大目的」を果たすことでもあった。

二点目、『国民之友』の巻頭言では「新日本ノ少年」が「其ノ責任ト職分トヲ盡」すべきことが示されていた。ここにおいて、職分としての責任を果たすことが国の発展に繋がっていることがわかるだろう。蘇峰は『将来之日本』の結論で次のように述べている。

「而シテ我が茅屋ノ中ニ住スル人民ヲシテ此ノ恩澤ニ浴セシムルハ実ニ我カ社会ヲシテ生産的ノ社会タラシメ。其必然ノ結果タル平民的ノ社会タラシムルニアルコトヲ信スルナリ。即チ我邦ヲシテ平和主義ヲ採リ以テ商業国タラシメ平民国タラシムルハ実ニ我ガ国家ノ生活ヲ保チ。皇室ノ尊榮モ。国家ノ威勢モ。政府ノ鞏固モ[...]」（植手編 [1974: 111-112]）

すなわち、各自がその職分を果たす平民社会は、経済を伸長させ、国を発展させる。個人の「人生

終局ノ大目的」の達成は、「皇室ノ尊榮」「国家ノ威勢」をもたらし、国家の成長と発展に繋がる。そしてこのことは「人民ヲシテ此ノ恩澤ニ浴セシムル」として個人にフィードバックする。個人と国家の相互の調和的なつながりに、国家有機体説の萌芽を読み取ることもできるだろう<sup>2)</sup>。このような個人と国家を結びつける責任概念は、蘇峰だけのものではない。私たちは、次節で「青年の責任」が「日本人の責任」に置き換えられていく過程を確認する。

## II 青年の責任

私たちは、徳富蘇峰が『自由、道徳、及儒教主義』、『新日本之青年』そして『国民之友』で示した責任についてまとめた。これらの「青年の責任」が「日本人の責任」と「勤労者の責任」として用いられるようになることを示す。

### 1. 「青年の責任」から「日本人の責任」へ

先の蘇峰の主張にも確認できるように、明治10年代後半から20年代にかけて「新日本」の政治を刷新し主導していく「青年の責任」が示されるようになる。

第一に、『国民之友』6-9号（1887 [明治20] 7-10月）に連載された「新日本の青年及び新日本の政治」には「青年の責任」として「[...] 彼等は尚ほ大なる責任を有す、彼等は政府の面目を、改正せざる可らず、人民の状態を、改良せざる可らず、一国の品格を、高尚ならしめざる可らず、[...] 之を約するれば、彼等は政治世界汚濁の空気を一変して、清爽美妙なる政治の新天地を拓かざる可らず」（『国民之友』9号）と記してある。

第二に、尾崎行雄は『少年論 [訂正6版]』（1891 [明治24]）で「今の老成人に代て国家の事に任ずる明治年間の少年」と世代の比較を交えながら、明治の日本国家に対する「青年の責任」の重要性を示す（尾崎 [1891: 1-2] 跋）。

第三に、蘇峰は『青年と教育』（1892 [明治

25])で「少数者の責任」と題し、あるべき「青年の責任」について述べる。蘇峰は、青年を冷眼派、絶望的不平家、革新的精神を以て世に立つ人に分類する。そして「[...]革新の思想を抱ける青年こそ、即ち招かれたる多数の中にて選ばれたる少数なり。改革の責任は青年に存し、青年の責任は此少数者に存す」(徳富 [1892:221])と述べ、社会変革の責任を青年に託している。

ここで二つのことを考えてみたい。

第一に、なぜこの時期に「青年の責任」が語られるようになったのだろうか。まず「青年」概念があらわれた当時の社会状況を確認してみよう。木村直恵は「自由民権運動の退潮、大日本帝国憲法の発布と帝国議会開設を控え」る時代状況の中で「「青年」という言葉が期待と称揚の念をこめて新しい世代と措定され」たという(木村 [1998:12-13])。米原謙は蘇峰のいう「青年」に「門閥による固定した社会構成が崩壊した結果」生じた立身出世志向、上昇意欲と「彼らの前途に立ちほだかっている大人の世界に対する挑戦」を見てとる(米原 [2003:38-39])。

このような明治10年代の後半の「青年」世代は、二つの点で先行する世代と異なっている。

一点目は、出版メディアとしての新聞の普及である。明治に入り、日本で本格的に新聞の発行が始まる。日本最初の日刊新聞が創刊されたのは『横浜毎日新聞』(1870 [明治3] 12月)である。次いで『東京日日新聞』(1872 [明治5] 年2月)、『郵便報知新聞』(同年6月)、『公文通誌』(同年11月、1874 [明治7] 年『朝野新聞』に改題)が発刊される。1872 [明治5] 年からは、郵便制度が全国に普及したことに伴い、郵便制度を用いて新聞が全国に配布されるようになる<sup>3)</sup>。

二点目は、学校教育の普及である。1972 [明治5] 年に学制が公布される。下等小学教科で「綴字読並盤上習字」が、下等中学教科に「国語学」が掲げられる。先に挙げた新聞の普及を支えたのは、学校教育の就学率の向上と、それに伴う識字

率の上昇であったといえるだろう。

第二に、なぜ「青年の責任」が「日本人の責任」として示されるようになったのだろうか。ここでは「青年の責任」の「日本人の責任」への置き換えの背後にある社会的前提を確認しておこう。

一点目は、西欧列強のアジア侵略とそれに伴う危機感である。当時の列強の東アジアをめぐる動きをまとめておく。1880 [明治13] 年、清はイリ地方西部をロシアへ割譲する。1884 [明治17] 年6月の清仏戦争は翌年4月に停戦する。6月に天津講和条約が結ばれ、ベトナムはフランスの保護領となる。1886 [明治19] 年に、イギリスはビルマをインド帝国に併合する。このような状況を蘇峰は『将来之日本』(1886 [明治19] 10月)で「腕力世界」と述べ「今日ノ世界ハ開化人が暴虐ヲ以テ野蛮人ヲ吞滅スルノ世界ナリ」という。また、西村茂樹は『日本道徳論』(1887 [明治20] 年)の冒頭で「近年西洋諸国、何れも力を東洋に伸さんとするの意あらざるはなし、法蘭西の安南を取り、英吉利の緬甸を滅ぼし [...]」と記している(西村・吉田校 [1935:12])。このような危機感の背景には、優勝劣敗を原理とする社会進化論の影響もあったと思われる。

この文脈では、鈴木力〔天眼子〕が『護国之鉄壁』(1888 [明治21])で「護国の責任ハ青年社会に在り」として「彼等(青年:引用者補足)既に、老成者流の有せざる剛鋭活潑の気力と奮進不屈の精神とを特有す、護国の鉄壁と為て、日本を敗残壞欄より救ふの大責任彼等に帰せずして抑又誰にか帰せんや」(鈴木 [1888:22])と述べている。

二点目は、欧化政策に対する反発である。不平等条約の改正を狙う井上馨の肝いりで、1883 [明治16] 年に鹿鳴館が落成する。舞踏会に代表される欧風志向に対して反発が生じる。先に見たように、蘇峰は『国民之友』で、下からの欧化主義「平民主義」を立てた。また、三宅雪嶺・志賀重昂の政教社グループは雑誌『日本人』(1888 [明

治 21] 創刊)で「日本主義」「国粹保存主義」を唱道した。

ここで、雑誌『日本人』にあらわれる責任をみてみよう。

一つ目として、宮崎道正の「日本書生の前途」『日本人』4号(1888[明治21]年5月)がある。宮崎は、日本の発展のために、青年が理学を学ぶことの重要性を指摘する。

「[...]行ひ難き空論を排斥し、躬行実践以て論より証拠を示すは、将来諸君の責任なり、願くは、自今学に志すの輩は、我国人固有の弊風たる、虚文空理の弊を去り、生産的、実地的の事業に従はれんことを、而して其之を為すには[...]西洋開化の骨髄たる、理学の思想を喚起するに在り[...]上は国家の経済を維持し、下は人民の福利を全ふし、以て重大なる責任を尽さんことを、是れ余が諸君と共に期する畢生の願なり」

二つ目として、霜浦漁史の「自立主義よ自立主義よ」『日本人』22号(1889[明治22]年2月)がある。霜浦は「吾人が一国家の国民として、尽す可きの義務は、唯自国の独立を保護するにあり、自国の威力を発揚するにあり、余輩帝国々民の責任、亦実に之に外ならざるなり」と述べ、日本の独立を維持するために、国民の自立主義の重要性をいう。

この二つの主張からは、1)日本の発展に対する国民の責任が示されていること、2)日本の発展と独立維持のためには、西欧思想の優れた点(理学)を採用し、自立することが必要だとする主張が読み取れる。

三点目として、1890[明治23]年の教育勅語(「教育ニ関スル勅語」)の公布がある。教育勅語は、個人的道徳から、社会的道徳まで、臣民が実践すべき徳目を国民道徳として掲げている。そして、皇祖皇宗が立てた国と徳に、臣民が忠孝を尽すことが「国体ノ精華」であるとした。この教育勅語によって、人びとが職分を尽すことが最終的に日

本(国体)への献身へつながりうるものが、国民道徳として示された。

まとめよう。「青年の責任」が「日本人の責任」に読み換えられていく背後にある社会的前提として、西欧列強のアジア進出、欧化政策への反発、そして教育勅語の公布を指摘した。

## 2. 勤労者の責任

「新日本」の担い手としての「青年」の登場の背後には、先に挙げた政治的な変化、対外関係の変化の他に、経済的な変化がある。

第一に、立身出世の制度化である。帝国大学令が出され(1886[明治19]年3月)、国家官僚の養成機関としての帝国大学が誕生する。次いで、文官高等試験制度が導入され(1887[明治20])、教育制度が立身出世のルートとして機能しはじめる。竹内洋は、明治10年代初期までの「勉強立身熱」の時代に対して、明治20年代から30年代初期までを「順路の時代」と位置づけている(竹内[1991:38])。

第二に、日本経済の発展である。1880年代前半に、松方正義による引き締め政策により、インフレの収束が図られた後、1880年代後半(明治20年代前半)には、鉄道・紡績・鉱業分野の会社設立ブーム、いわゆる「企業勃興」が始まる。産業の中心が、農業から工業へ転換する。経済の成長は、若者の社会移動と就業による階層上昇を後押しするように機能するであろう。

以上に示した社会状況を背景として、若者向けの啓蒙書の中で「勤労者の責任」が示されるようになる。いくつか確認しよう。

第一に、永田健助は『立志要訣少年金玉[2版]』(1891[明治24]年)で、「人に仕ふる者の責任」として「凡て人の生涯は、最も卑下なる者に至るまで、夫々任すべき責(せめ)ありて、其身分は何程賤しきとも、其の分に応じたる責任は、決して免れるゝこと能はず」と述べる(永田[1891:46])。永田の用いる責任は、蘇峰が『新日本之青



年』に示した責任観と対応する。

第二に、松本仁吉〔謙堂〕は『日本孝子美談 家庭教育』（1892〔明治25〕年）で、「少年の責任」と見出しをつけ、職業の選択と就労の重要性を「嗚呼今日資本を使用する少年諸君は、他日社会を維持するものなれば、其責任重しと云ふべし、其責任を虚しくせざらんと欲せば、適当なる職業を擇で、終身之に任ずべし」と説く（松本〔1892：133-134〕）。個人の勤労が「社会を維持」することにつながるという。

第三に、山県悌三郎は『成業立身録』（1896〔明治29〕）に、義務と責任について記している。まず、人は「善悪邪正の如何を知ると同時に、其意思を動かす」ことができるので、「凡そ世に生れ来れるものは、何人に限らず道徳上の責任を帯ぶるものなり」という。そして「其意志高尚ならんには、よし顕榮富貴の地位に達せざるまでも、常人に愧ぢず、世に有用なる人物となりて、幸福に其生を終ふべきこと必せり」と、責任を果たすことが、人に応じた人生の幸福につながるという、因果報観を示す（山県〔1896：98〕）。

山県の示す道徳的責任は「職業に従事する」ことの責任である。「少年の守るべき道徳の條目は、頗る多けれども、其職業に従事する当時の第一要義は、最も着実にして、己の負担すべき責任を知ること是れなり。如何なる職業に従事すると、其職業に就きて一種格段なる責任あり。此責任は、何人と雖も避くべからず、又免あること能はざるものなり」という（山県〔1896：99〕）。

以上のような「勤労者の責任」が示される社会的前提をもう少し細かく考えてみよう。

第一に、工業化による就業形態の変化である。日本の中心産業が農業から工業へ変化する。そこで、農村から都市に出て「人に仕ふる者」として就業する青年（少年）に対して、「職業に従事し「終身之に任ず」ることが説かれるようになる。

第二に、個人責任の重視である。工業は、農業に比べて職務の個人責任が増加するだろう。たと

えば、あるラインにおいて、誰かの箇所が遅れば、全体のラインが遅れることになる。このように、個人の職務を遂行することの重要性が、農業に比べて相対的に高まる。ゆえに、工場の生産性向上の観点から、職業上生じる己の負担すべき役割を自覚し、その責任を全うすることが求められるようになる。

以上に示した「勤労者の責任」の特徴を、二点にまとめてみたい。

第一に「勤労者の責任」は、青年（少年）に向けた立身出世のメッセージである。引用文献には「立志」「日本孝子」「成業立身」と、立身出世を肯定する表象が並んでいる。このことから「勤労者の責任」を果たすことが立身出世につながることを説いていることは明らかであろう。

第二に「勤労者の責任」は、勤勉、儉約を奨励する「通俗道徳」に一脈通じていると考えることができるだろう。勤勉・儉約を中心とした通俗道徳としての勤労者の責任については、山本瀧之助が著した『田舎青年』（1896〔明治29〕年）にあらわれる田舎青年と無責任の関係をみることで明らかになる。

山本は、地方にとどまり、都市に出ることもかなわない立身出世のルートから外れた青年の鬱屈した様子を次のように示している。「[...] 所謂田舎青年とは路傍に棄てられたる青年にして、更に之を云へは田舎に住める学校の肩書なく卒業証書なき青年なり、学生書生にあらざる青年なり、全国青年の大部を占めながら、今や殆んど度外に視られ、論外に釋かれたる青年なり。／[...] 今や都会僅々数万の学生独り時を得て鷹揚闊歩し、全国青年の大部幾百万人の田舎青年は殆ど自屈自捨蟄居縮小せり」（小川・寺崎監修〔2000：1-2〕）。そしてこのような田舎青年の特徴を「田舎青年の大方は斯くの如く奢侈贅沢なり。怠惰放逸なり。軟弱虚誇なり。陰險狡猾なり。卑怯瑣末なり。拙劣卑屈なり。因循姑息なり。無鉄砲無責任なり」と表現する（小川・寺崎監修〔2000：104〕）。山

本は、都会に出て勤勉に立身出世に励む青年と、田舎に留まる希望の見えない自堕落な田舎青年を二項対立として示している。

まとめよう。以上のことから「勤労者の責任」は、就業に対する内発的な規範意識であり、通俗道徳（勤勉・儉約）を含むものであったといえるだろう。

### Ⅲ 女性の責任

私たちは「青年の責任」について確認した。次に、明治10年代から20年代における「女性の責任」について記された文献と、それぞれの文献における責任概念の使用法を概観する。

#### 1. 女性の「自由と責任」

自由の理念を根拠とした「女性の責任」が掲げられている。

第一に『国民之友』4号（1887〔明治20〕年5月）に掲載された、「日本婦人論（第二）—精神的の修養」がある。ここには「これ自由と責任とは相ひ伴ふ可きものなり、責任なき自由は、吾人甚た之を恐るる、吾人は我か愛する姉妹の為めに、大なる自由を得んことを欲するなり、故に又大なる責任を尽さんことを祈るなり、而して大なる責任を尽すは、先づ精神的の修養より手を下さんと願ふなり」とある。

上記の引用部分には、二つの興味深い点がある。一点目は「自由と責任とは相ひ伴ふ可きもの」として、自由と責任をセットとする認識が示されている点である。二点目は「大なる責任を尽す」ためには「精神的の修養」が必要であるとする認識が示されている点である。

第二に『女学雑誌』68号（1887〔明治20〕年7月）に確認できる「横浜山手共立女学校に於ては去十四日夜和漢学卒業証書授与式及閉校式を行はる 卒業生七名にして悉く邦語の演説若くは和文朗読を為されたり […] 石坂美那子は自由を張るに女子も亦責任ありとの演説」の記事である<sup>4)</sup>。石坂美那子のおこなった演説の内容は不明である

が「自由を張るに女子も亦責任あり」とは「自由と責任」があるのは青年だけでなく女子に〈も〉あるという主張であったとも読みとることができる。

以上に示した、女性の責任の特徴は、男性と女性の性差を超えた自由の理念を責任の根拠とすることで、男性も女性も同等の自由と責任があることを主張している点である。このような主張を可能にする社会的前提を、二点確認しておこう。

第一に、明治10年代に展開された、海外文献に基づいた婦人解放論の紹介と受容がある。海外文献の翻訳に基づく、婦人解放論をまとめる。深間内基の『男女同権論』（1878〔明治11〕年）はミルの“The Subjection of Woman”の訳である。井上勤が、スペンサー他の著作を訳した『女権真論』（1881〔明治14〕年）には「男女同権ノ道理」が、尾崎行雄によるスペンサーの“Social Statics”の訳『改訂 権理提綱』（1877〔明治15〕年再版）には「女子之権理一名男女同権論」の項目がある。男性も女性も自由意思を有するならば、同じ権利を持つ。そして、女性にも男性と同様に権利があるのならば、女性にも男性と同様の責任が生じるはずである。これが「青年の責任」と「女性の責任」が同等であることの根拠の一つとなる。

第二に、女子教育制度の整備がある。1870〔明治3〕年に横浜にフェリス英和学校の前身が開校する。1871〔明治4〕年には横浜に共立女子校が開校、11月には欧米視察の岩倉具視大使一行とともに津田梅子や山川捨松ら少女5名が米国留学に出発する。1872〔明治5〕年になって学制が公布されると東京女学校が開校する。前年1871年の女学校制定の布達文には「人々其家業ヲ昌ンニシテヲ能ク保ツ所以ノ者ハ男女ヲ論セス各其職分ヲ知ルニヨレリ今男子ノ学校ハ設アレトモ女子ノ教ハ未タ備ハラス」とある。1874〔明治7〕年に東京女子師範学校が設立される。1879〔明治12〕年の教育令では小学校以降の男女別学が原則となっ

た。しかし、同令には女学校についての規定がなかった。公立の女学校は僅かであり、当時の学校制度は男子を対象とするものであった。教育令以降の女子教育を担ったものとして、キリスト教系の女学校があった。明治10年代後半から、東洋英和女学校(1884[明治17])、頌栄学校(1884[明治17])、明治女学校(1885[明治18])、東京女学館(1888[明治21])の創立があった。私たちが、『国民之友』や『女学雑誌』で確認した自由を根拠とした「女性の責任」は、教育を受けた女性に向けたものだったのではなかろうか。

## 2. 性別役割分業と母親の責任

一方、明治10年代後半には、性別役割分業を前提とした「女性の責任」も指摘されている。『女学雑誌』8号に掲載された「婦女の責任」(1885[明治18]年11月)は「吾国の婦人の如く未だ教育を受けず、未だ其の責任を盡さざる者にして、早く先づ如此くならんにも其の不可なることも亦た言ふを待たざる也」と述べ、女子教育が不十分であることが女子の責任の自覚の乏しさをもたらすことを指摘する。そして「婦女にして若し婦女たる丈の正当の地位に至らんとするには亦た其れ丈の義務を盡さざる可らざる也」と続け、婦女の地位向上のためにはその役割義務を果す必要があることを指摘する。そして「之を略言すれば夫を助けて夫の為さんと欲する所を為さしめ其の憂を消し其の樂を増し後を顧慮せしむる所なくして敢て外に全力を盡さしむるは婦妻たるもの、義務なり」と、家事を担い、外で働く夫を献身的にサポートすることを「婦妻の義務」として提示している。

渋江保は『通俗教育演説』(1893[明治26]年)で、母親の子どもに与える影響に注目して、「母の責任」の重大性について述べている。「[...] 而して既に母の薫陶に由りて英雄偉人の生出するものとするときは悪人小人の世に出るも、若しくは懶惰無頼漢の世に出るも亦母の力の許多なると明

かなり、聞く西人は子女を婚嫁するに先ちて必らず其母の素性を糺すと、母の責任豈大ならずや」(渋江[1893:174-175])。

良き母から良き子が生まれるとする認識は、文部省の学制施行に関する当面の計画(1872[明治5]年頃)において「一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事」の必要性を「其子ノ才不才其母ノ賢不賢ニヨリ既已ニ其分ヲ素定スト云ヘシ而シテ今日ノ女子後日ノ人ノ母ナリ女子ノ学ヒサル可ラサル義誠ニ大イナリトス」と説明することとつながっている(教育史編纂会編集[1938:343])<sup>5)</sup>。

以上に確認した女性の職分として妻や母の役割を位置づけ、女性に責任があるとする主張は、実は明治の早い時期には示されている。たとえば、学制発布に影響を持った森有礼が『明六雑誌』に掲載した「妻妾論の四」(1874[明治7]年11月)には「母たる者はまた常に意想を高くせざるべからず。意想高からざれば何ぞよくその子をして正大の事業を成し、もって文運を進むるの偉功を立てしむるを得べけん。[...] ああ女子の職分、それかくのごとく難し、しかしてその責任またそれかくのごとく重し」(山室・中野目[2008:189-190])とある。森は女性が母として子どもを養育することを「女子の職分」と位置づけその「責任」を指摘している。

## ま と め

本稿は明治10年代後半から20年代の文献資料に目を通しながら、徳富蘇峰の責任概念、「青年の責任」と「日本人の責任」および「勤労者の責任」そして「女性の責任」について考察した。考察の結果を以下のようにまとめる。

第一に、属性と責任の関係である。かつての職分は身分制秩序を前提としていた。しかし、明治期になると職分が、青年、女性、勤労者、日本人などの属性に対して設定されるようになる。このことは、全ての人びとを包括的に職分の体系に取

り込むことを可能にするものであった。

第二に、職分と責任の関係である。当時の責任概念は職分概念と関連していた。このことは、本稿で確認した、蘇峰の提示する責任概念や「青年の責任」「女性の責任」および「日本人の責任」に通底する考え方であった。つまり、青年に与えられた職分、女性に与えられた職分、勤労者としての職分、そして日本人に与えられた職分を尽すことこそが「責任を果たす」ことであった。

第三に、道徳と責任の関係である。蘇峰の提示する責任概念に確認することができるように、責任は職分であると同時に、人を職分の遂行に向かわせる内発的規範意識でもあった。内発的規範意識の根拠は、人びとの内面（心）に位置づけられていた。つまり、人が善き心を有しているならば、職分を尽すように振る舞うのである。ゆえに「責任を果たす」ことは道徳的に正しいことであった。これは逆をいうならば、道徳的に正しい「徳目」に従った振る舞いをおこなうことが責任を果たし、職分を尽すことになりうるということである。

たとえば、明治期にあらわれた「勤労者の責任」と立身出世観は、内発的な「通俗道徳」（勤勉・儉約）をベースにしていた。このとき「勤労者の責任」は、勤勉・儉約という「徳目」に従うことになりうるのである。

しかし、これはよく考えると不思議なことである。先に私たちは職分と責任の関係を確認した。職分とは、たとえば身分制秩序を前提とするなら、農民は農作物を生産し、商人は商品を交換・流通し、武士が統治をおこなうといった、社会的地位に応じた役割としての規範的な行為のあり方を示すものである。一方、勤勉・儉約という「徳目」それ自体は、それらの役割に対する態度を構成する内発的規範意識でもある。つまり職分と「徳目」は水準が異なる概念である。ところが、いつのまにか先に示したように「徳目」に従った振る舞いをするのが、職分を尽すことに置き換わりうるのである。すでにある道徳に従って生活すること

が責任として表象されているともいえるのである。

第四に、国と責任の関係である。職分は次の二つの意味で日本の成長発展と結びつくように示されていた。

一点目は、個人の職分の遂行が、結果として日本全体の発展に順機能することである。「修身齊家治国平天下」「一身独立して一国独立する事」あるいは、明治期に導入された社会有機体説は、個人の職分の遂行が日本の発展につながることを正当化する理論装置として機能していく。家事・育児を通じて「齊家」を担当する「女性の責任」もこの中に取り込まれていく。

二点目は、一点目よりもさらに直接的である。人びとに「日本人の責任」を示し、この責任＝職分を遂行することを日本の成長と結びつける語り方の登場である。「青年の責任」「女性の責任」から「日本人の責任」へと職分がナショナルなものに引きつけられていくのである。

このとき「日本人の責任」は、どのような具体的な内容にも変換可能なように抽象的な徳目としても示されうることに注意しよう。「日本人の責任」は、日本の成長・発展に順機能するのであるならば、何を指してもよいのである。私たちが確認した属性化した責任（「青年の責任」や「女性の責任」）もまた、その内容を状況に応じてどのようにも変えることができるという意味において、抽象的な責任である。そして抽象的であるがゆえに「日本人の責任」へと一括りにすることができるのである。

さて、蘇峰の責任において確認したように、彼の平民社会の構想では、個人水準の経済活動が、国家水準の目的達成（「皇室ノ尊榮」「国家ノ威勢」「政府ノ鞏固」）に結びついていた。しかし、個人と国家の相互補完関係が調和しなくなったらどうだろうか。結論から述べるならば、マクロ水準（日本国）の目的達成を優先するために、個人の自由が抑圧されることにもつながりうるだろう。どう

いうことか。

ある者が「これが日本人の責任」であると提示する。先に示したように「日本人の責任」の具体的内容は、勤勉・儉約、献身や自己犠牲などの「徳目」を当てはめることができる。すると、自分が道徳的であることを示すためには「日本人の責任」を果たすことが内発的に動機づけられなければならないことになる。自ら進んで、勤勉・儉約し、日本に献身し自己犠牲を厭わないことこそが日本人としての「責任を果たす」ことになる。しかも「日本人の責任」が道徳的な「徳目」として示されている以上、その徳目に対して反論することは、自身が反道徳的で反日本的であることを示すことになりうる。

このようなことから「日本人の責任」は、個人の国家への献身が、個人の自由よりも優先されることを正当化する言葉として機能しうるのである。ところで今一度蘇峰の平民主義の主張を確認しよう。蘇峰は平民社会の自由が、内発的規範意識としての責任を可能にするという。しかし、国家への献身（日本人の責任）が、個人の自由を制限することを正当化するといえるのであれば、そこには自由と責任の間に決定的な変質がありうるということが出来るだろう。

以上、明治初期の責任のあり方を、属性と責任、職分と責任、道徳と責任、国と責任の四点からまとめた。私たちは今後、属性化した責任を正当化する根拠として「自由意思」が語られることについて確認していくことになる。

- 1) 蘇峰については、植手 [1974] 杉井 [1976] 梅津 [2001] 本井 [2002] 米原 [2003] を参照。
- 2) 蘇峰における社会有機体説については、植手 [1974 : 384] を参照。
- 3) 前島密が、東京—大阪間の郵便を開始したのは、郵便制度の全国展開の前年、1971 [明治 4] 年である。
- 4) 横浜共立女学校については、藤田 [1984 : 237] を参照。この演説をおこなった石坂美那子は、女学

校を卒業したこの夏に、北村透谷と出会うことになる。石坂ミナである。

- 5) 明治 20 年代には、家族の情緒的な結合の象徴として「家庭」の表象があらわれる一方で、明治 20 年代後半から、夫と妻の性別役割分業が規範化されていく (牟田 [1990])。「家庭」担う主体としての女性の母役割 (これには子どもを家庭で教育する役割が含まれる) と妻役割 (これには老親の介護役割が含まれる) が期待されるようになる (牧原 [2006 : 156])。西川祐子はこれを「[家] 家族 / 「家庭」 家族の二重家族制度」の発生と位置づける (西川 [2000 : 19])。このような中、国家公認の女子教育理念としての良妻賢母思想が定着する。良妻賢母思想とは、明治 30 年代に確立した、女性を妻・母役割を遂行する具体的国民として捉えていく立場である (小山 [1991 : 65])。

#### 参考文献

- 福沢諭吉, 1880『学問のすゝめ』(福沢諭吉, 2008『学問のすゝめ [改版]』岩波文庫。)
- 古市憲寿, 2014『だから日本はズレている』新潮社新書。
- 藤田美実, 1984『明治女学校の世界—明治女学校と「女学雑誌」をめぐる人間群像とその思想』青英舎。
- 木村直恵, 1998『〈青年〉の誕生—明治日本における政治的実践の転換』新曜社。
- イケダハヤト, 2014『新世代努力論—「恵まれた世代」は判ってない。これがぼくらの価値観(生きかた)だ。』朝日出版社。
- 牧原憲夫, 2006『日本近現代史 (2) 民権と憲法』岩波新書 (赤 1043)。
- 松本仁吉 [謙堂], 1892 (明治 25 年)『日本孝子美談 家庭教育』図書出版会社。(近代デジタルライブラリー)
- 宮崎道正, 1888 (明治 21 年)「日本書生の前途」『日本人』4 (1888-5-18) : 8-11。
- 森有礼, 1874 (明治 7 年 11 月)「妻妾論の四」『明六雑誌』20 (1874-11)。(山室信一・中野目徹校注, 2008『明六雑誌 (中)』岩波文庫 (青 130-2) : 188-190。)
- 本井康博, 2002『新島襄と徳富蘇峰—熊本バンド, 福沢諭吉, 中江兆民をめぐる』晃洋書房。
- 永田健助, 1891 (明治 24 年)『立志要訣少年金玉』[2

- 版)』梅原書店。〔初版：1888年〕(近代デジタルライブラリー)
- 中江兆民, 1886『理学鉤玄』(中江兆民, 1967『明治文学全集13 中江兆民集』筑摩書房：21-100.)
- 西川祐子, 2000『近代国家と家族モデル』吉川弘文館。
- 西村茂樹, 1887(明治20年)『日本道徳論』(西村茂樹・吉田熊次校, 1935『日本道徳論』岩波文庫。)
- 小山静子, 1991『良妻賢母という規範』勁草書房。
- 尾崎行雄, 1891(明治24年)『少年論』〔訂正6版〕博文堂。〔初版：1890年〕(近代デジタルライブラリー)
- 渋江保, 1893(明治26年)『通俗教育演説』博文社。(近代デジタルライブラリー)
- 霜浦漁史, 1889(明治22年)「自立主義よ自立主義よ」『日本人』22(1889-2-18):31-33., 23(1889-3-3):33-35.
- 杉井六郎, 1979「解説 第一部 同志社修学とその思想形成 — (明治十一年~明治十三年)」(花立三郎・杉井六郎・和田守編, 1979『同志社 大江義塾 徳富蘇峰資料集』三一書房：831-834.)
- 鈴木力(天眼子), 1888(明治21年)『護国之鉄壁』博文堂。(近代デジタルライブラリー)
- 竹内洋, 1991『立志・苦学・出世—受験生の社会史』講談社現代新書(1038)。
- 種村剛, 2013「近代以前の日本の責任—「職分としての責任」についての考察」中央大学文学部『紀要(社会学・社会情報学)』23(2013-3):133-151.
- 徳富蘇峰, 1878『朝夕工課』(花立三郎・杉井六郎・和田守編, 1979『同志社大江義塾 徳富蘇峰資料集』三一書房：15-35.)
- 徳富蘇峰, 1884『自由, 道徳, 及儒教主義』(植手通有編, 1974『明治文学全集34 徳富蘇峰集』筑摩書房：32-49.)
- 徳富蘇峰, 1885『第十九世紀日本ノ青年及其教育』自費出版。→1887(明治20年4月)『新日本之青年』集成社。(植手通有編, 1974『明治文学全集34 徳富蘇峰集』筑摩書房：115-158.)〔1888年の増補三版を底本〕
- 徳富蘇峰, 1886『将来之日本』経済雑誌社。(植手通有編, 1974『明治文学全集34 徳富蘇峰集』筑摩書房：50-117.)
- 徳富猪一郎, 1892(明治25年)『青年と教育』民友社。(近代デジタルライブラリー)
- 植手通有, 1974「解題」(植手通有編, 1974『明治文学全集34 徳富蘇峰集』筑摩書房：354-404.)
- 梅津順一, 2001『聖学院大学研究叢書1 「文明日本」と「市民的主体」—福沢諭吉・徳富蘇峰・内村鑑三』聖学院大学出版会。
- 山県悌三郎, 1896(明治29年)『成業立身録』少年園。(近代デジタルライブラリー)
- 山本瀧之助, 1896(明治29年)『田舎青年』(小川利夫・寺崎昌男監修, 2000『近代日本青年期教育叢書 第1期・青年期教育論1 田舎青年 新日本之青年』日本図書センター。)
- 柳田泉, 1967「政治小説の一般(二)」(柳田泉編, 1967『明治文学全集6 明治政治小説集(二)』筑摩書房：445-476.)
- 安田雪, 2014「君はルフィになれるか 目の前の人とつながろう」『朝日新聞』(20140613) 朝刊15面。
- 米原謙, 2003『徳富蘇峰—日本ナショナリズムの軌跡』中公新書(1711)。
- 教育史編纂会編, 1938『明治以降 教育制度発達史1』龍吟社。
- 無署名, 1885(明治18年11月10日)「婦女の責任」『女學雑誌』8(1885-11-10):142-144.
- 無署名, 1887(明治20年7月23日)「タイトルなし」『女學雑誌』68(1887-7-23)160.
- 無署名, 1887(明治20年)「日本婦人論(第二)—精神的の修養」『国民之友』4(1887-5):9-16.
- 無署名, 1887(明治20年)「新日本の青年及び新日本の政治」『国民之友』6(1887-7):1-7(「青年書生は政治運動の要素なり」), 7(1887-8):8-15(「明治の歴史こそ其の実例なれ」), 8(1887-9):10-17(「未来政治の覚悟」), 9(1887-10):9-16(「心に記して忘る可らざるもの」)。